

第2予算審査特別委員会（第3日目）

H20. 3. 17(月)10:00～

第一委員会室

開 会 9:59

委員動静報告

委員長

全員出席。これより本日の会議を開く。議案第2号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計予算について説明願う。市民生活部長。

議案第2号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計予算

狩野部長

（議案第2号について説明する。）

立野課長

（議案第2号参考資料について説明する。）

委員長

説明が終わった。これより関連議案第17号も含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

窪之内

① 制度がいろいろ改正されたことで、制度改正による影響について伺う。退職被保険者の対象年齢が65歳未満に引き下げられたことで国保会計そのものと被保険者へ何らかの影響があるのか伺う。

② 保険者の一部負担金の改正があったが、その改正による国保会計への影響額を伺う。70から74歳の高齢受給者証に関することと、乳幼児医療の負担軽減対象年齢の拡大による影響について伺う。

③ 特定健康診査のことが新しく盛り込まれたが、特定健康診査の本人負担の割合と、先ほど今年度の目標数値を示されたが、それはどこをどういうふうに対象として抽出し診断を受けるのか伺う。

④ 70歳から74歳の自己負担の限度額と高額医療費の限度額の引き上げが1年間は凍結され、これまでと同様に1年間はいくとのことなので、このことによる国保会計への影響はないと理解してよいか伺う。

⑤ 高額介護合算療養費制度が創設された。医療費の自己負担と介護保険サービスの利用料のそれぞれの限度額を超える額を合算して年間の合算限度額を超える場合は超過分が戻る制度だが、年間の場合は利用者によってそれぞれ違うのか。それとも1月から12月までということで一律に切ってしまうものなのか期間の考え方について伺う。

⑥ これは申請しないと還付されないという制度と思うが、還付方法について伺う。

⑦ 市税条例第163条、被扶養者に係る減免についてだが、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者になることで、その被扶養者が国保の被保険者になる場合の減免は条例で2年間となっている。2年間に減免率がどのように変わっていくのか伺う。

⑧ 減免を受ける場合は納期限前7日前までに書類による届け出が必要となっているが、その周知と届け出方法について伺う。

⑨ 減免対象者がどれくらいいると考えているのか伺う。またこうした減免による補てんというものが制度としてあるのか伺う。

⑩ 予算書のP208、国保世帯数、被保険者数が参考資料のP18に載っている。後期高齢者医療制度の創設や退職被保険者による増減等があるが、平成19年度の9,585世帯、1万6,240人、一般7,804人、退職者3,882人を基礎に、高齢者でどれだけ世帯がふえて、退職者でどれだけふえたといった増減の結果によって9,585世帯になったという数字の出入りを示していただきたい。

⑪ 保険税改定による影響については、今まで厚生常任委員会でも説明されているが、再度確認したいので1,000円以内の増になるパーセント、1,000円から5,000円、5,000円から1万円、1万円から3万円、3万円から5万円、5万円以上の増についてパーセントで示していただきたい。

⑫ 国保税の滞納についてだが、直近の滞納世帯数、被保険者数のうち資格証明書発行世帯数、被保険者数、短期保険証の発行世帯数、被保険者数、資格証明書発行世帯については、軽減別に資格証明書を発行していると思うが、その割合別に世帯と人数と金額を伺う。

⑬ 改正に当たっては、介護納付金の賦課額分が赤字にならないためという目的もあったが、予算書だけでは比較ができなかったもので、介護納付金が赤字にならないことが達成できたのかについて伺う。

⑭ 先ほどP213、前期高齢者交付金について説明されたが、その交付の基準、何をもとにどういったパーセントで交付されるのか伺う。

⑮ P214、普通調整交付金だが、国から道への税源移譲による交付金がどれくらいで、給付費の何パーセントくらいが交付されているのか伺う。7パーセントという目標があったと思うが、目標に達している交付がされているのか。軽減分に対する交付額についても伺う。

⑯ 平成19年度の決算見通しについて伺う。

⑰ 滞納者に対するいろいろな制裁措置や法的な措置を講じられていると思うが、差し押さえ、催告は金額や期間によって行っているのか伺う。例えば年度末一括で一定の基準を設けて行っているのか方法について伺う。

堀 主 査

① 退職年齢が今までの75歳から65歳未満に引き下げられたことによる影響だが、まず退職者医療制度について簡単に説明する。退職者医療制度というのは、長年勤めた会社を退職して年金をもらうようになり国民健康保険に入ってくるといった方が対象になるわけだが、そういう方々のかかった医療費からその方々が納めた国民健康保険税を引いたものが社会保険から交付される仕組みになっており、国保会計にはプラスにもマイナスにもならないという均衡がとれたシステムになっている。今回65歳から74歳までの方が一般被保険者に切りかわってくことで、退職被保険者ではない一般被保険者の医療費は半分が国、道の交付金で賄われ、残りの半分は保険税で賄わなければならないことになっている。65歳から74歳までの医療費は平均より高いところにあるので、そういう方が多く加入してくことでその方々の医療費が上がってくると直接的に国保会計に影響を及ぼしてくることになる。加入者の方自体については、保険税の計算方法、病院にかかったときの一部負担金は全く同じなので影響はない。

② 一部負担金の影響だが、乳幼児医療の対象については、国民健康保険では現在3歳未満について8割給付をしているが、その対象が19年より就学前、小学校に上がる前まで拡大されることで対象人数が100名から300名までふえることになる。ただ、医療費については、余り大きな影響はなく約400万円の負担増と見ている。70歳から74歳までの部分だが、負担凍結についてもあわせて説明させていただく。一部負担金については本当はことしの4月から現在70歳から74歳の方は高齢受給者ということで通常の方は1割、現役並所得者の方は既に3割納めていただいております、その1割負担の方が本来であれば4月から2割負担に変わる医療制度の改正が行われた。しかしながらそれが21年3

月末までは現行どおり 1 割でかかれることになった。人数で申し上げると滝川市の高齢受給者は現行 1 割負担の方が 2 月末で 2,203 人、現役並所得者、3 割かかっている方が 71 名おられる。加入者自体は 1 割負担のままだが、保険者の負担については 9 割から 8 割負担に軽減される。残りの 1 割部分については国の負担、高額療養費ということでの保険者負担、この両者が負担することになる。国の試算で申し上げると高額療養費のほうが市の負担額の負担より若干多くなるとの見込みになっているが、それでも現行の 9 割負担よりは保険者の負担は軽減され、1 年間ベースで考えると本当に粗い試算だが、約 5,000 万円程度の減額になると考えられる。

③ 特定健康診査については、一般的な事例で申し上げると、健診で一番多いパターンが健診者による集団健診で、現在滝川市では集団健診の費用額として 6,300 円を想定している。国と道の補助内容は同じでかかる費用の 7 割分、さらにその 3 分の 1 を補助するが、上限額が 960 円になっており、なぜ 7 割分かというと 3 割については基本的に加入者、受ける方の自己負担に求めなさいという考え方である。滝川市においては、自己負担は 3 割でなく 1,000 円としたいということである。今の例だと 7 割分の 3 分の 1 の計算が 6,300 円の場合は 1,470 円となって上限の 960 円を超えてしまい、国から 960 円の補助、道から 960 円の補助、そして健診を受ける方からは一部負担金ということで 1,000 円をいただき、残り 3,380 円は保険税に求めることになる。保健指導についてもこの負担割合、補助については同様の考えでいる。滝川市の国保においては、保健指導、特定保健指導については市の保健師が行う考えで、そういった場合、市の保健師の件費は補助対象に算入できない仕組みになっている。国保については、今までも保健指導については自己負担金をいただいていないので、自己負担金なしでやりたいと思っている。計画についてだが、先ほど部長から人数を申し上げたが、国が既に平成 24 年度までに市町村国保においては 65 パーセントという達成目標を出しており、この数字は変えることができない強制的な数字で現在の滝川市国保加入者の受診率は十二、三パーセントの状況である。20 年度は 30 パーセント、21 年度は 40 パーセント、22 年度は 50 パーセント、23 年度は 60 パーセント、24 年度は 65 パーセントにふやすことで目標達成という計画を立てている。20 年度の 30 パーセントは人数で言うと 2,688 名になる。

⑤⑥ 介護合算制度については、新しい制度で 4 月から始まる。この制度における年間とは 8 月 1 日から 7 月 31 日までを言う。不規則に感じられるかもしれないが、給付の年間については、例えば高額医療費の課税、非課税の判定はこの年度で行っており、それと同様な取り扱いとするものである。ただ 20 年度については、4 月 1 日実施なので 20 年 4 月 1 日から 21 年 7 月 31 日まで 16 カ月になる。限度額もそれぞれ決められており、月数も 12 カ月でなく 16 カ月になるので、この場合の限度額も同じように 3 分の 4 倍と案分を掛けた額になる。例を申し上げると、一般で 70 歳未満の世帯の限度額は 67 万円だが、この期間の限度額は 89 万円ということになる。申請は必要で、申請をいただいて医療分と介護分の合算なので、医療保険者、介護保険者の双方が納めた自己負担額に応じて負担し合う制度である。この前の土曜日に各市に平成 20 年 4 月から医療保険制度が変わりますということで、国保中央会が全市に新聞折り込みしたが、その中でも高額合算制度について掲載されている。

⑦⑧⑨ 被扶養者の減免については、社会保険等の本人で 75 歳以上の場合、そ

れに伴って被扶養者が75歳未満の場合は、ほかに加入する保険がなければ国民健康保険に加入しなければならないというもので、これについては市町村条例で定める減免制度を適用することになっており、対象者については、当然社会保険の本人が後期高齢者に加入することがもちろんだが、年齢制限もあって65歳以上でなければ減免制度には該当しない。減免の内容だが、保険税の計算には応能割と応益割というものがあり、応能割というのは所得割と資産割のことをいい、こういう人たちについては算定をしないということになる。応益割については、均等割と平等割があり、均等割が半額になり、平等割についても例えばその世帯に前から国民健康保険加入者がいて、そこに新たにどなたかが入るような場合は該当にならないが、その人だけが入る、多くがこういった場合と思うが、そういった場合は平等割も半額になる。手続き方法については、国保加入の手続きは窓口で申請書に記入して届け出をいただくが、そのときにあわせて減免申請もいただくことになる。その補填については、国には制度がなく、道も平成20年度の調整交付金の要綱作成時に検討するというので、まだ財源になるかどうかは決まっていない。対象者数については、具体的には把握していないが、砂川社会保険事務所に確認したところ、滝川市ではなくて砂川社会保険事務所管内の数字だが、平成19年12月31日現在で75歳以上の社会保険の本人が387名おられる。そのうち滝川にお住まいで、なおかつ65歳以上の被扶養者の方が対象になることで、それほど大きな人数ではないと見込んでいる。

⑩ 2月末に国民健康保険で老人保健の資格を持っている方が4,607名おられるが、まだ3月分で多少の増減があるので4,620名程度、世帯数も2,430世帯程度になると考えている。予算資料のほうを見ていただきたい。P18の1に加入世帯、被保険者数の15年度からの状況을載せているが、被保険者数、1の④のところ、世帯数、人口、国保世帯数、被保険者数ともずっと伸びていたが、18年度がピークと考えている。19年度はまだ決算前だが減少というよりは横ばい程度に収まってきており、20年度についても後期高齢者の減以外にも多少減ると見ている。増減はあるが後期高齢者による減以外にも約230名程度減ると考えている。退職被保険者の65歳から74歳の方が一般に変わり、また退職者本人に扶養されている扶養者も変わることで、3,200名が一般被保険者になり、それ以外にも退職被保険者としては30名くらいふえると思っている。

⑪ 公的年金特別控除の経過措置が19年度で廃止されることによって増額される方もおられるが、影響分も含めて申し上げる。1,000円以内の方が45.9パーセント、1,000円以上5,000円以内の方が25.1パーセント、5,000円から1万円の方が20パーセントで、ここで9割の方がおられる。次に1万円から3万円の方が4.9パーセント、3万円から5万円の方が1.1パーセント、5万円を超える方が3.1パーセントということで少し多いが、限度額の改定により増額になる方である。

⑫ 2月末における資格証明書の発行世帯は111世帯で157名、短期証が516世帯で962名になっている。国保の滞納世帯数は2月時点で調査をしたもので、あくまでもその時点で国民健康保険に加入している世帯ということが前提だが、2月時点で国保の6期、12月末納期以前に未納がある世帯は1,324世帯だった。資格証明書の軽減世帯については、これも少し時期がずれるが12月末時点で調査をしたものがあり、7割軽減が34世帯、5割軽減が1世帯、2割軽減が9世

帯という状態になっている。

⑬ 予算資料のP24に介護納付金の15年度からの状況を載せている。ここには15年度からの状況しか載っていないが、介護保険制度は12年にできており、そのときは1億2,800万円だった。それが18年度、これがピークと思うが、2億2,700万円と約1億円ふえて倍になっており、非常にこの負担はふえてきている。19年度は若干下がり国のほうも制度が定着したということで、給付自体は下がっていないが伸びは落ち着いてきたので、20年度はこの状態でしばらく安定すると考えている。今回の国保税の値上げによって収支が見合うようになるのかということだが、介護保険のほうも一般の医療費と同じように半分が国と道から交付金、半分は保険税にということになる。予算書だけではなかなか見えづらいと思うが、P210の国庫支出金、国庫負担金、療養給付等負担金を見るとP211にそれぞれの内訳が記載されているが、医療費の34パーセント分がここで給付される。介護納付金は6,769万7,000円である。そのほかに同じ国庫支出金の国庫補助金、財政調整交付金でおよそ9パーセントが交付される。道支出金がP214にあるが、こちらで7パーセントが計算され、残りを保険税、保険税の軽減で入ってくる基盤安定に求めることになっており、今回の改定に合わせて介護納付金の20年度の見込みは1億9,900万円だが、合うように設定させていただいたところである。

⑭ 前期高齢者交付金は交付額が非常に大きく、滝川市の場合は14億7,000万円で、冒頭部長からも説明したが、この計算は前期高齢者一人当たり医療給付費等にかかる額、この額は平成18年度の実績から出しており、それに前期高齢者の加入率、滝川市で言うと市の国保加入率を全国の加入率と比較をして交付額が算出されることになる。社会保険等65歳以上の加入者がいない加入率の低い保険者については、交付はなくその分納めなくてはならないことになるが、市町村国保については、65歳以上の加入者が多いので交付を受ける仕組みになっている。老人保健拠出金と考え方は同じで、あくまでも概算交付で2年後に確定した数字で精算され、もらい過ぎの場合は戻さなくてはならないといった制度である。

⑮ 道への税源移譲だが、配分については先ほど申し上げた。以前は国が50パーセント、保険税で50パーセントという考え方だったが、国、道の交付率で7パーセントが国から道に変わり、交付額としては変わっていないが、国が43パーセント、道が7パーセント、残りが保険税負担といった考えになってきている。

⑯ 決算見込みについては、2月5日開催の厚生常任委員会の中でも、18年度からの累積赤字があり、19年度は医療費が非常に伸びていることもあって残念ながらこの赤字額がふえる見込みであるとの話をさせていただいた。2月5日の時点では医療費は年間で3月から2月までの12カ月分の支払いになるが、その時点では11月分までの医療費で積算したものだった。現時点では1月まで明細が来て残りは2月の1カ月分の状況となっている。ことしは医療費の増減幅が大きく非常に波のある状態になっている。一般被保険者に限っての数字だが、3月から9月までの一カ月当たりの平均療養給付費が1億7,300万円だったが、10月が1億8,700万円、11月も同様に1億8,400万円と高額だった。それを見込んで立てた推計だったが、幸いにも12月は1億7,000万円と平均より下回り、1月は休みがあるのでともとも伸びないことで見込んでいたが、1億6,400万

円と下がってきたことで、こういった状況に伴い高額療養費が現物給付に変わっているのです、そちらについても比例して推計よりは減少してきている。2月分については、ことしは通常より1日多いわけだが、歳出としては当時の見込みより4,000万円ほど減少する見込みとなっている。歳入については、国の調整交付金が4月の下旬、退職被保険者の療養給付交付金が通常より遅い4月中旬ということ、課長のほうからも収納率が好調であるとのことだったが、そういうことを考えると19年度単年度収支としては歳入、歳出が見合うくらいの状態になっていると考えている。

林 課 長

⑰ 滞納処分ということで、国保税については8期の納期ごとに督促状を発送している。納期の20日以内に発送しなければならないと法的に定められており、督促とは別に年4回の催告状も発送している。通常、税務課としては督促状を出し催告状を出してから現年度のみ滞納者であれば家庭に訪問したり、連絡して納税相談を受けてもらうことで進めている。納税相談に来ない、納税相談をしても約束不履行の状態である方については、きちんと納められている方との均衡を図ることで、財産を調査して滞納処分、差し押さえをしなければならないということで進めている。また、前年から滞納している方については常に接触し、その方が新たに税を滞納するといったことが多いので、前年の約束や接触の状況などを判断しながら、督促状、催告状を出した後に滞納処分をするという状況である。

窪之内
堀 主 査

答弁漏れがあった。④について説明願う。

④ 自己負担限度額は据え置きだが、保険者負担額は9割から8割に変更されるので、国保会計としてはプラス要因である。

窪之内

① 滞納者の関係だが、先日テレビで東大阪と思うが、全体の24パーセントが滞納者ということで、結局保険証がないということで亡くなられた方の放送がされていた。滞納者のうち保険証も返さず相談にも行かないことで資格証も渡っていない世帯がいるのかどうか伺う。

② 年4回催告状を出しているとのことだったが、差し押さえの催告状と理解してよいか。催告状はどういった時点で来るのか。放っておけば財産の差し押さえ等がされると思うが、そういった法的手段でどれだけ解決してきているのか伺う。

③ 合算制度の関係で、申請をするということだが、申請は国保にするのか。医療費と介護サービスの利用料との関係なので、本人はこういうことをきちんと理解できるのか。非常に複雑な制度で運用に当たってかなりきちんと説明しないと納得しないと思うが、対策等を考えていけば伺う。

④ 全体として、医療費の変動については考慮しなくてはならないが、制度改正の中で21年度まではこういうことでやっていけるという見通しを持っているのか伺う。

委 員 長
堀 主 査

質問者も答弁者も簡潔に願います。

① 資格証明書の交付方法は郵送で行っているのですが、居所不明というか郵便物が届かない世帯も若干ありそういった方は戻ってくるが、それ以外の方は手元にあると考えている。

② 制度的に難しく勉強不足だが、方法は2つある。同一市町村の国保、介護、後期高齢者に加入にする世帯に係る事務処理については、同一市町村内で事務処理を行い、審査支払機関に支給額の計算事務などを委託することにより各手

続きを省略し事務処理を簡素化することができるということで、こういったケースは1カ所に申請をすれば自動的に流れるということになる。そうでなければ双方にしなければならない。片方で申請を受けたときにもう片方でも申請してくださいと指導することになる。滝川市がどちらをとるかは定かではないが、同一市町村内なので1カ所でやればもう片方に回せるといった仕組みになるかと思う。

林 課 長

③ 法律上は納期が来た後に20日で督促状を出して、10日たったらずし押さえをなさいとなっている。実際には督促状、催告状を出したからすぐ差し押さえというのではなく、納税相談を受けることで本人が納めやすい方法、分納などで納めていただいている。滞納をしていくと5年で時効となるが、納税相談や財産調査をして納めてもらい、これ以上財産がないといった場合は滞納処分の停止要件になるので3年で時効成立となる。時効成立の前にも当然預金調査などを行い、高額な金額があれば差し押さえなければならない。納税相談や毎年催告状を出すといったことをして最終的に時効が成立する以前に、きちんと納められている方にどうしても申しわけないということで、調査してあれば差し押さえをする。差し押さえれば差押調書が届くということで理解願う。

立野課長

④ 22年度に財政支援等が見直されるということで、そういった大きな制度改正もあるかもしれないし、今回前期高齢者ということで新たに14億何千万円も来るといって国、道で変わったので、現行のまま推移していけば21年度については大丈夫と考えているが、22年度については動向次第でまた考えていきたい。

委 員 長
三 上

他に質疑はあるか。

① 第三者行為求償事務について伺う。いわゆる国保加入者が交通事故の被害にあった際に国保を使って診療を受ける。被害にあっているわけなので、国保としては加害者なり、損保会社なりに請求しなくてはならないが、現状どのようにされているか伺う。昨年の実態について伺う。

② 収納率向上ということでコンビニ等を利用した徴収の取り組みについて、20年度はどのように取り組まれるのか伺う。

堀 主 査

① 医療機関から交通事故であれば丸交といった表示があり、レセプト点検のときに頸椎捻挫など交通事故と思われるものについては、毎月傷病確認ということで手紙を出してけがをした理由を問い合わせている。理由が交通事故であれば申請をいただいて本人に代わって自賠責、損保会社に請求する手続きをとることができる。実績については、平成18年度決算では一般被保険者の第三者の歳入が414万7,334円で、退職被保険者にかかわる部分が約80万円である。19年度についても同様に事務をしているが、一般のほうで200万円くらい歳入がある状況である。

林 課 長

② 税務課としていろいろ調査している段階だが、当然コンビニで納付することになれば納付書1枚につき63円の手数料を支払わなければならない。一方、銀行では納めてもらうのにお金がかからないことで経費的なデメリットがある。また、コンビニ収納をやっているところにいろいろ伺っているが、実際に収納率が上がるかというところではないことで、利用者にとっては24時間納められることで便利かもしれないが、経費的にかなり大きな金額になることでほかの市町村からさらに情報を得て検討したいと思っている。ただ、いつやるかは決定していない。

- 三 上 第三者求償事務の件で、例えば加害者と被害者で示談が成立した場合、レセプトなどでわかるのか。
- 堀 主 査 レセプトには示談というものは出てこない。保険証を使って医療機関が請求する以上レセプトが私どものほうへ来るわけで、そこには傷病名が出ており本人に確認して自賠責なり損保会社とやりとりをして請求することになるので、示談してもしていなくても求償はしている。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。
- 副委員長 ① 65 歳以上の国保税の特別徴収が始まり、その中で 65 歳以上の方でも公的年金控除の廃止による影響がある方もいる。さらには 20 年 3 月で道老が廃止になることで、65 歳以上の方の窓口における相談もふえてくると思うが、相談体制について今後どう考えているか伺う。
- ② 国保の説明会も行われ、一定の周知も行われているが、具体的に来年度から国保税が値上げされるということについては、なかなか理解されている部分が少ないと思われるが、どのように周知を行っていくのか伺う。
- ③ 国庫支出金、道支出金、補助金、交付金の大きな傾向についてどうなっているのか伺う。先ほど数字のほうでは前期高齢者交付金などについて出されたが、こうした新制度を除いて大体どういう動きになっているのかが見えてこないで、概略で結構なので 20 年度の部分も含めて説明願う。
- ④ 以前の厚生常任委員会の資料では、一般会計からの独自繰り入れに依存しないで単年度収支で行っていくことを基本とすると説明されていたが、考え方が変わらないと理解してよいか。
- ⑤ 資格証、短期証について先ほど数字のほうは出されたが、率直に言ってこれから数字は減っていく見込みなのか、減らしていく見込みなのか、それとも残念ながらふえていく見込みなのか今年度の予算について伺う。
- ⑥ 国民健康保険証については新年度からカード化されるとのことだが、資格証、短期証についてもなるのか。資格証、短期証と大きく表示されていると医療抑制が見られることで、カード化を期に資格証であることがわかりづらいデザインになったのか伺う。
- ⑦ 特定健診、特定保健指導についてだが、平成 24 年度には健診率等により後期高齢者支援金にプラスマイナス 10 パーセントの加算減算措置が行われるとのことだが、具体的に健診率等の目標が 24 年度 65 パーセントということなので、65 パーセントということであれば恐らく加算処置になるということなので理解するが、もう少し詳しく教えていただきたい。
- ⑧ 将来的に安定した国保会計にするとということで、近い将来について国の特別調整交付金が経営姿勢の交付対象になれば可能ということについて概略を説明願う。
- 堀 主 査 ② 住民説明会 6 回、後期高齢者と合わせて出前講座も数回行っている。広報については、議会で承認をいただいてからになるので、広報たきかわ 5 月号で税率も載せて詳しく周知をしていくことになる。納付書を送るのは 6 月になるが、その中にもこのように変わったという説明書を入れさせていただく。
- ③ P210、国庫支出金、国庫負担金の療養給付費等負担金は医療費の 34 パーセント、P211 に内訳もあるが療養給付費分は一般的な医療費である。
- 副委員長 概略的にどういった動きなのかということをお願いする。
- 堀 主 査 20 年度に向けて新たに加わったのは前期高齢者交付金である。それと国、道の

特定健診の負担金も加わった。P214、6 款の共同事業交付金は結構大きいが、ここの 1 項 1 目の保険財政共同安定化事業交付金は平成 18 年 10 月に事業が創設され、21 年までは継続することで滝川市の国保会計、医療費の高い地域にとっては大変助かる仕組みになっている。最近変更があったのはそのようなところで、流れ的には従来のままである。

⑥ 資格証、短期証の様式についてだが、窓口の取り扱いは 3 月 10 日から開始をしており、カード化の保険証をお持ちの方はまだ少ないが若干おられる。全体には 3 月 21 日に郵送でお送りするが、短期証については有効期間が短いだけで一般の保険証と全く同じである。資格証については一人 1 枚ずつ交付するが、様式ははがきタイプである。これについては国民健康保険施行規則で定められており、それにのっとってやっている。

⑦ 特定健診の関係の加算減算に対する詳しい数字などはない。健診率が悪いのは滝川だけでなく、町村だと結構いいところもあるが、周辺の市も似たような状況なので、国のほうは全体を見てどこから以下はペナルティーをかけるといふ、最大 10 パーセントと言われているだけでどのような刻みがあるのかもわからない。今回の後期高齢者交付金は 4 億 5,000 万円ということで 11 カ月ベースで 1 年ベースとなるともっと金額は上がるので、その影響額は今のところ 5,000 万円と考えている。

⑤ 資格証、短期証の今後の交付件数については、収納率が伸びていることに伴って滞納世帯数は減ってきている。資格証の状況で申し上げると、17 年度当初は 133 世帯、18 年度当初は 125 世帯、19 年度当初は 109 世帯とほとんど横ばいだが若干減少するような形になっており、余りふえる傾向にはないと考えている。

立野課長

① 今回の説明会、出前講座などで皆さんから一番指摘があったのは、年金から徴収することについての話だった。そういうことに対しての窓口体制については、市民課で後期高齢なら後期高齢、国民健康保険なら国民健康保険のほうで対応するので、ぜひ電話などで相談してくださいと説明した。特に窓口体制をとるというのではなく、電話なり親切な対応ということでやっていきたい。

④ 赤字になれば市のほうと協議しなければならないが、20 年、21 年度については繰り入れをしない形の中で予算を組んでいきたい。

堀 主 査

⑧ 厚生常任委員会の資料にも若干説明を書かせていただいたが、国の特別調整交付金の中にさらに特別事情、保険者の経営姿勢についての補助金というのがあるが、これは算定が全く基準にないというか上乘せの部分である。平成 18 年にも滝川市はこの経営姿勢に一生懸命頑張っており、保険税の収納率も上がってきていることで手を挙げたが、赤字会計でありながら保険税の改定をしていないという理由で残念ながら認可されなかった。ことしも手を挙げており、今回は賦課限度額を法定限度額に引き上げる。これが大きなポイントだが、収納率も向上してきており、保険税改正についても例えば介護は赤字だがそれを補う分の保険税改定をすることで作業を進めている。この結果はまだ来っていないが、国の調整交付金の決定が 4 月上旬なので、恐らくその時期に 19 年度がどうであるかということがわかると思う。経営姿勢も非常に努力をしているところなので理解願う。

副委員長

資格証の様式についてだが、他の保険者の方がカードタイプの中ではがきタイプというのは問題と思う。そのはがきタイプは一目見ただけで資格証とわかる

形になっているのか。持っていることで医療抑制が進むことになってはいけないという観点から伺う。

堀 主 査

様式については、国民健康保険施行規則ではがきタイプに定められており、資格証ということは見てわかる。今までの資格証は滝川市の場合は保険証タイプで、世帯証ということで資格証とも書いてあるが、大きく 10 割負担という表示になっている。今回は 10 割という負担割合の表示はないが、タイトルには国民健康保険資格証明書、またはがきタイプということで一見して医療機関はわかる。

副委員長

医療機関がわかるのは問題ないが、それを持っていることで病院内などで他の患者から見られたときに資格証ということでためらうことがあってはいけないということで伺っただけで、先ほどの説明では 10 割と書かれていた以前の保険証と比べると、はがきタイプということはあるが若干緩和されたと思う。意見として、できるだけ医療抑制を生まないような仕組みをつくるために努力していただきたい。

委 員 長

他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）以上で議案第 2 号及び関連議案第 17 号の質疑を終結する。昼が近いが休憩しないで続ける。議案第 5 号平成 20 年度滝川市老人保健特別会計予算について説明願う。市民生活部長。

議案第 5 号 平成 20 年度滝川市老人保健特別会計予算

狩野部長

（議案第 5 号について説明する。）

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪 之 内

老人保健の対象者が後期高齢者に移動したので、この会計は 19 年度部分の支払い等の整理のために残されたと理解している。ただ 2 年後に精算をしているということで、もしかすると今年度で終わらないのか。その辺の締め予定、特別会計がなくなる予定について伺う。

梅津主査

老人保健特別会計については 19 年度分、この会計については 3・2 ベースということで行っているので、3 月分については 20 年度から執行する。廃止ということでは、その後の経過措置等についてまだ政省令で交付されていないので、実質どのような形になるのかつかんでいないが、審査支払機関である社会保険診療報酬基金の情報によると、この会計は 4 年間は維持しなければならないと考えている。というのも、医療費については大方今年度中に支出等が終了するが、返還金、過誤調整分が残っているので、この部分の精算ということで 4 年間くらいは会計を維持しなくてはならないと考えている。これに伴い会計の閉鎖時期については、その年度によっても多少異なると思うが、大体 3・2 ベースということで行っているので、5 月末という形での閉鎖になると考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）以上で議案第 5 号の質疑を終結する。ここで昼食休憩とする。再開は午後 1 時とする。

休 憩 11：46

再 開 13：00

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。議案第 8 号平成 20 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算について説明願う。市民生活部長。

議案第 8 号 平成 20 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

狩野部長

（議案第 8 号について説明する。）

説明が終わった。関連議案第16号も含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

① 関連議案第16号について伺う。保険料徴収に必要となる個人情報がいりうろあると思うが、広域連合とシステムで共有することになるのか伺う。

② 保険料徴収等の事務については市が行うが、保険料の通知については広域連合長の名で通知することになるのか伺う。

③ 第4条について普通徴収の納期が書かれているが、この納期は自治体の判断に任されているのか伺う。

④ 第6条、市長は保険料の納付期限までに完納しない納付義務者への督促状を発行するとなっているが、納付に対する市の責任、未納者への対応や今後発生するであろう短期保険証や資格証明書といった制裁も広域連合長の名で行うのではなく市長の責任のもとで行うことになるのか伺う。

⑤ 第8条、必要な事項は規則で定めるとなっているが、その主な規則の内容はどういったものを規則で定めることになるのか伺う。

⑥ 徴収した保険料と一般会計で負担すべき分を広域連合に納付するということで、市が保険料徴収などの業務を行うことは条例で書かれているが、経費については広域連合から何らかの形で還元されるのか。それとも、すべて一般会計からの持ち出しということになるのか。結局この会計はトンネル会計ということで、自主的な判断で行えない会計なのかもあわせて伺う。

⑦ 被用者保険の被扶養者の場合、結果的に保険料の特例措置が行われることになったが、対象者数について伺う。

⑧ 被用者保険の被扶養者の場合の特例は行われるが、実際には国保加入者だった扶養家族、国保加入世帯に扶養されていたお年寄りに全く特例措置がないことについてどういった考えか伺う。

⑨ 国保と同じように7、5、2割軽減が行われるが、この軽減分や先ほどの特例による保険料の減額分の補てんがあるのかどうか伺う。ある場合はその内容についても伺う。

⑩ 75歳以上のお年寄りだけでなく65歳から74歳で一定の障がいのある方の加入となっているが、予定している加入者数について伺う。また本人からの申し出があれば加入しなくてもいいという事項があるので、そういった申し出により加入しないことが予定されている人数についても伺う。

⑪ P446、一般会計からの繰入金、1節から4節までであるが、初年度ということで繰り入れの基準について伺う。

⑫ P450、一般管理費の負担金及び交付金だが、どこに対するものか説明願う。

⑬ P452、広域連合納付金について、先ほど市町村負担分と保険料の金額が示されたが、保険料の金額と納入されると考えられる金額にはかなりの差があるので多分保険料その他ということで、その納付基準についてもう少し詳しく説明願う。

⑭ 保険事業費の健康診査に要する経費については、インフルエンザの予防接種と思うが、条例では保険料の徴収に関するものしかなく保険事業を自治体が行うことにはなっていないので、これは相当分だけをどこかに払うだけでいいというものなのか伺う

① 被保険者の資格管理や保険料の賦課決定については広域連合が行うことになっているため、被保険者になる方と世帯員の情報、これには所得情報も含まれるが、これらを広域連合に情報を提供することになる。提供の方法は、窓口

で受ける転入、転出、死亡など毎日の住民移動データのうち、対象者となる年齢の方の移動情報について広域連合の窓口端末、これは広域連合から各市町村に設置されている機械だが、そちらから転送する。転送した取り込み結果が翌日来るので、その取り込み結果を私どもの後期高齢者のシステムに取り入れることで同じ情報を共有していく形がとられる。これらの個人情報外部提供、通信回線を利用して提供することになるので、去年の8月3日に個人情報保護審議会に諮問して可という答申をいただいて運営しており、広域連合と構成市町村の間でセキュリティポリシーというものを結んでいる。これらの端末を通じて個人情報をやりとりすることについての協定書を締結し、個人情報の管理、事故防止の取り交わしを行っているところである。

② 保険料の賦課等に関する決定は広域連合の事務になるので、通知は広域連合長名で行うことになる。これから4月初めに特別徴収の仮徴収を決定された方に対して通知書を発行するが、それについても広域連合が発行する特別徴収仮徴収額決定通知書と滝川市が発行する特別徴収の開始通知書の2つを送付することになっている。通常は広域連合と滝川市がつくった紙をあわせて送ることになるが、滝川市のシステムではこれを1つの様式として4枚つづりのペーパーとして頭3ページを広域連合部分、残りの1ページを滝川市長名の開始決定通知書という形で発送する予定である。

③ 保険料の徴収に関する事項は市町村の事務で、市町村の実情に合わせて納期を決定することになっているので、条例によって納期を定めることになる。滝川市においては介護保険料の普通徴収に係る納期、国民健康保険税の納期と統一することで今までと変化がないように配慮し利便性を図ったところである。

④ 保険料の徴収に関する事務は市町村の事務になるので、督促、催告、滞納整理等については市町村が行うことになる。短期証、資格証については、まだマニュアルが示されていないが、今後統一的な基準が広域連合から示されると思うので、それを基に市町村で判断して交付することになるため、市長名をもって行うことになる。短期証、資格証に関しては具体的な内容が揉まれていないというか、資格管理部門の検討会議というものが広域連合にあり、市町村が納付相談等において生活状況や収入状況などの個々の事情を踏まえた上で、特に資格証については、納付指導に一向に応じないなど明らかに悪質な滞納者に対して交付することになると解説されている。実際の事務が始まるのが来年8月の保険証更新のときになると思うので、広域連合もまだ事務的なものをはっきりさせていないため、それが決まり次第、熟知するよう努力して事務を進めていきたい。

⑤ 規則に規定する事項については、現在総務課で審査中で4月1日施行ということで進めている。中身については、保険料の徴収額を決定したときは速やかに保険者に通知しなさいというような1文がある。条例の第4条第1項のただし書きに、納期の末日の特例を規則に定めるとなっているが、その特定を土曜日、12月29、30、31日とするということを規定する。延滞金についても減免を受けられることになるので、減免を受ける場合の申請書と決定通知書の様式を定める。過誤納が発生することもあると考えられるので、そのときの処理方法も規定することになっている。

⑥ 75歳の健康診査に要する経費を除いてすべて一般会計からの持ち出しである。老人保健制度では医療給付を含めて各市町村単位で老人医療の事務を行っ

ていたため、国や道からの補助等も各市町村に対してあったが、後期高齢者医療制度というのは、北海道で言えば180の市町村が1つの広域連合を設立し、事務を行うということだが、住民の利便性を考慮して保険料の徴収や窓口業務は市町村で行いなさいという考えと思う。したがって国や道からの補助というのは、今まで市町村にあったものは広域連合に対して行われる。市町村はその広域連合の事務の傍らをやるだけなので、広域連合から市町村に対して事務費等の還元はないと考えている。

⑦ 現時点では把握できていない。社会保険庁から対象者ということで4月中旬にリストが送られてくることになっている。参考までに計算してみたが、砂川社会保険事務所管内の事務所において19年12月末現在の75歳以上の社会保険の被保険者本人が387人、扶養者が1,714人となっていることと滝川市の老人保健の受給者のうち、2月末現在の被用者保険の保険者本人と被扶養者を合わせた人数がわかっているのが、その人数でいくと社会保険の加入者が539人、健康保険組合の加入者が70人、共済組合の加入者が88人ということで合計697人となっている。先ほどの社会保険事務所管内の数字を割り返して率を求め、その分を75歳以上の社会保険の人数に掛け、残りを全員扶養ということで計算すると試算だが600人くらいが扶養者になるとの数字が出ている。

⑧ 国保税の算定する条件ということでは、今まで一人一人について均等割、所得のある人には所得割を出して算定していたが、それに比べて社会保険等の被扶養者だった方については、息子さんなりが社会保険料を負担し全く負担がなかったということで、その不公平感をなくそうというのが国の考え方と思うので、負担が全くなかった社会保険の扶養者については特例措置が設けられたというふうに理解願う。

⑨ 7、5、2割の軽減分については、道が4分の3、残りの4分の1を市町村が負担することになる。会計上では、一般会計のほうに道から入ってくる。予算書のP36の道支出金の中で衛生費負担金があるが、ここのP37に国保、国保、後期とあるが、8,752万3,000円の4分の3と書いてあるのが道から入ってくる金額で、要する6,564万2,000円が7、5、2割分に相当する道の負担する部分である。これが歳入として入ってくるので、これに市町村が負担する4分の1の負担分を加えて一般会計から特別会計に繰り出し、特別会計から徴収した保険料にそれを加算することで滝川市全体の保険料というのができるので、それを広域連合納付金として支出する仕組みになっている。被扶養者への特例分については、半年間は9割というのがあるが、それについては全額国が負担、国から保険者である広域連合に補てんされることになる。

⑩ 3月1日現在の障がい老人は364人である。本人から申し出があって加入しないことになった方は、きょう現在で1人である。

⑪ 1節の事務費繰入金については、共通経費、これは広域連合に支払う共通経費で、事務費分、市町村が負担する負担金として1,404万円、一般事務に要する経費のうち、嘱託職員の雇用に当てたいということで載せている分を除いた522万9,000円、予備費として計上している50万円を合わせたものを事務費繰入金としている。2節の保険基盤安定繰入金は、保険料の7、5、2割軽減分として道から歳入措置される4分の3の6,564万2,000円と市町村が負担する4分の1の2,188万1,000円を合計した金額となる。3節の職員給与費等繰入金については、一般事務に要する経費から除いた徴収専門員として雇用を予定してい

る嘱託職員に要する職員費として280万円を計上している。4節の保険事業繰入金については、75歳以上の健康診査を広域連合から委託を受けて市町村が実施することになっており、自己負担分として考えている500円を除いた健診費用が広域連合から補助される。広域連合から一般会計に入りそれを繰り入れる形になるので、その金額を47万4,000円と計上している。

⑫ 1つは市の住民情報システム、住民記録システムや住民税のシステムについては、一般会計のほうで会計措置しているが、それを利用する上で各会計に負担を求めている。すべての特会に案分して負担金として求められており、後期高齢者の部分では1,957万円を計上している。もう一つは、国保連合会は社会保険庁と市町村の間に立って特別徴収に関する事務の中継ぎをやっているが、去年の暮れにそれに要する事務手数料を取ると突然手紙が来たのでその分を計上している。負担金として5万円を計上しているが、国民健康保険特会と介護保険特会も特別徴収が始まるのでそれを大体の人数で案分して決めた金額が5万円ということである。

⑬ 広域連合納付金の納付基準ということだが、納付金の内訳ということで説明する。事務費の関係では一般会計から繰り入れさせていただいた1節の事務費繰入金のうち、共通経費、事務費分として市町村が広域連合に負担する負担金の1,404万円、保険料の関係で被保険者から徴収する保険料3億7,103万6,000円と計上しているもの、一般会計から同じように繰り入れた2節の保険基盤安定繰入金の8,753万円、延滞金が発生した場合ということで積んでいる1,000円を加えたものが保険料の関係で、この2本を合わせたものが広域連合納付金である。

⑭ 75歳以上の健康診査が法律上にもうたわれている。特定健診が74歳までということで75歳以上ということになったが、法律では努力義務というふうにされてしまった。やってもやらなくてもいいということだが、北海道広域連合としてはやると決定している。広域連合が札幌で全部できるかということそうはならないということで、実態として広域連合が健康診査をやることは難しく、それぞれ市町村にその事務を委託することになり、その際に自己負担分を除く健診費用を広域連合が負担することになった。健康診査の実施要領を広域連合で制定しているが、利用者負担金の健診単価を1割とすることや健診項目等が定められている。滝川市の対応として私どもと健康づくり課とで協議をしたが、平成18年度の75歳以上の受診者が80名程度だった実績から受診者を100名と想定し、方法は病院ではなくて対がん協会さんの検診車を使ってやることで考えており、費用単価が4,950円で、そのうちの1割500円を自己負担として求め、残りについては広域連合から入ってくることになる。先ほど負担金のところで市の住民情報システムに各会計で負担している金額ということでお話したが、1,957万円は195万7,000円の誤りということで訂正させていただく。

窪之内

① 75歳以上の健康診査は、広域連合の委託を受けてとのことなので、特に広域連合からの委託を受けた業務をやるということを条例に載せる必要はないということか。

② 保険料の納付についてだが、必ずしもこの金額が納入されるわけではないので、あくまでも納入になった金額を納めればよいということで理解してよいのか。

③ 市が自主的な判断でできることは、納入を促進することと制裁をどうする

中川副主幹

かといったことに限られ、あとは入ったものを上に送るだけの会計と理解してよいか。

- ① 健康診査は広域連合が行う事務なので、その委託を受けて業者に委託するということが滝川市として条例で規定する必要はない。
- ② 徴収に関してお願いする努力義務はあるが、入ってきた金額をとりあえず納めることになっている。
- ③ 広域連合が会議の中で言っていたのは、市町村によって機械的に資格証を出すところ、納付相談を重ねて分割納付から始めるところもあり、ばらつきあるだろうということ。広域連合としては強制的に全部を押しつけるのではなく、あくまでも市の判断において納入していただくように努めてください、その中の手段として短期証、資格証があるので、広域連合としては自動的にリストは打ち出すが、市町村はそれに基づいて努力していただきたいということだった。まだマニュアル等が来ていないので決定した事項でないが、なるべく高齢者の方なのでという部分もあるが、国保税などのバランスについてもよく考えながら進めていかなくてはならないと思っている。

委員長
副委員長

他に質疑はあるか。

- ① 関連議案第16号について、普通徴収の人数と割合をどの程度と考えているのか伺う。
- ② 今まで保険料ゼロだった方で今回新たに保険料を課せられる方がどのくらいいるのか。新たに保険料が課せられることで生活が成り立たなくなることが危惧されるが、どのように対応するのか伺う。
- ③ 先ほども資格証の発行についての答弁があったが、自治体によっては資格証の発行を行わないことを同時に決めているところもあると聞いている。資格証を発行せず保険証を保証するよう広域連合に求めていく考えがないのか伺う。万が一、広域連合のほうでやったとしても滝川市では独自に75歳以上の市民から保険証を取り上げないことを明言していただきたいがいかがか。
- ④ 納付保険料が2,000円を超えると、1カ月を超えると延滞料は14.6パーセント、1カ月までは7.3パーセント問われることになり、保険料を偽ったときには差額の5倍、書類の提出、問い合わせにこたえなかったときは10万円以下の罰金ということで厳しい罰則と申し上げたい。この部分で延滞料が出るところ、書類の提出、問い合わせにこたえないといったところは、ほとんどが普通徴収にかかわる部分と思う。普通徴収というのは1万5,000円以下という非常に低い年金額の方である。そういうことも踏まえて対応すべきと思うがいかがか。
- ⑤ 特別会計の中身について伺う。徴収事務について市の裁量はどの程度認められているのか。特別徴収の場合でも広域連合で定める減免に該当しないような場合で保険料納入が困難な場合、つまり7割、5割といった減免に該当しないが、保険料納入が困難な場合、広域連合によると状況に応じて市の判断で天引きを外すことができるということである。すべて機械的に判断するのではなく市の裁量でできることについて個別に温かい配慮をしていくことが必要と思うが、こうしたことについてどのように考えているのか伺う。
- ⑥ 国保では徴収率に応じてペナルティーが発生するが後期高齢者ではないと聞いている。そのように理解してよいか伺う。
- ⑦ 新制度に当たり、市の持ち出し総額がいくらになるのか伺う。
- ⑧ 先ほど4月の初めに送付するとの答弁があった。確実に4月初めに送付し、

いち早く通知することが大事と思うが、各市町村によってかなり遅れているところもあるとのことでその辺についてはいかがか。

⑨ 75歳以上の中で新しく変わった部分として差別医療ということが言われている。例えば1担当医しか認めない部分や75歳以上の方について入院と同時に退院についても出させるという部分や終末期についてのものを出させるなどいろいろな部分で問題があると言われているが、相談窓口としてはいちいち広域連合にも行けないので滝川市の窓口に来られることも予想されるがどのように対応していくのか伺う。

⑩ 説明会でどのような苦情があったのか。主なものについて内容を伺う。

⑪ 高齢者健診事業だが、以前に滝川市でも健診事業が行われており、そういった部分で広域連合から委託によって行われると聞いている。基本的に滝川市で行われていた健診事業はそのままメニューとして維持されると見てよいのか伺う。

中川副主幹

① 確定の数字はつかめていないので、予算積算時の数字から逆算していった数字でお知らせしたい。被保険者数は5,614名で特別徴収の仮徴収の対象者を4,130名ということで厚生常任委員会でもお知らせした。差し引くと1,484名、26パーセントが普通徴収になると考えている。ただし、この中には被用者保険の本人と被扶養者も含まれている。その方たちは今回条例が決定すれば6月から9月までは普通徴収で、10月から特別徴収となるので、20年度の所得が確定し、保険料の確定賦課というのは5月から6月初めにかけて行うが、その時点で正確な人数が出ることになるので、今の時点では1,480名くらいということで押さえていただきたい。

② 新たに保険料負担を課せられるのは、いわゆる特例措置の対象者と思うが、現時点では把握できていない。社会保険庁から対象者のリストが来るのが4月中旬ということで、その時点で明らかになると思う。被用者保険の扶養者だった方については、今回20年度は半年間保険料を凍結して、残りの半年間は保険料の均等割を9割減額して所得割も課さない、さらに21年度については、均等割を5割に減額し所得割を課さない措置がとられている。保険料の軽減判定については法律でうたわれており、保険料の賦課決定についても広域連合が行うことになっているので、市町村が保険料の軽減についての独自策を設けることにはならないと考えている。

③ 実際に資格証の交付が来年度以降の運用になることで、現時点では具体的な内容が示されていない。恐らく統一的な基準が広域連合から示され、それをもとに市町村が交付、不交付を判断することになると考えている。生活状況、収入状況などの個々の状況を踏まえた上でやりなさいということで検討会議の中でも協議されており、資格証自体を発行しないというような制度そのものを否定するような自治体があったとすると、広域連合を構成する他の市町村に対してもおかしい結果を招くこととなり、今後示される基準については、滞納されている方に対してはより多くの納付相談を重ねていくことなどにより適切に運用していきたい。

④ 延滞金と罰則については、広域連合から示された標準条例に基づいて規定している。標準条例の解説を見ると、延滞金に係る規定については地方税法に基づいて規定したことになっており、罰則規定についても市町村間でばらつきがあっては困るので、構成市町村で統一を図ることになっている。このような

理由から罰則規定並びに延滞金の規定を設けているが、滝川市のほかの条例、市税条例や介護保険条例などについても全く同じ規定を設けているので理解願う。

⑤ 私も今初めて聞いた話である。法律上は原則年金から徴収すると明文化されている。適用除外、年金から徴収しないというのは年額18万円以下の場合、受け取る年金額の2分の1を超えた場合の2点以外は特別徴収を行うよう法律上しっかり規定されている。そのため副委員長が言われたような方を普通徴収の対象にすることはできないと考えるが、広域連合がそのような見解を持っているとのことだったので、徴収事務における基準として正式に示していただけなのであれば、それに基づいて運用していくことになると考えている。

⑥ 現時点では徴収率によるペナルティーは課されていない。課されるとすれば、まずは広域連合に課されてから市町村におりてくるといった感じがするが、そのような話は出ていない。

⑦ 法律第98条に基づく医療給付に要する経費ということで一般会計から広域連合に負担する療養給付費負担金4億3,971万7,000円を計上している。また、保険基盤安定分として保険料の7、5、2割の軽減を行った部分を道が4分の3、市町村が4分の1ということなので、この4分の1分が2,188万1,000円、広域連合の共通経費事務費分として市町村が負担する負担金が1,404万円、市の事務費、職員費等ということで828万3,000円、この4つのトータル4億8,392万1,000円が市が負担する額である。ただし、医療給付に要する経費、市の事務費は老人保健特会においても負担していた金額なので、新たに負担することになったものは何かということになると、保険基盤安定分、広域連合の事務費負担分を合わせた3,592万1,000円が今回後期高齢者特会になってふえた分となる。

⑧ 特別徴収の仮徴収については、既に1月5日に行った判定結果に基づいて4月に支給される年金から開始される。この対象になる方は、国民健康保険に入っていた方、国保組合に加入していた方のみで、社会保険、共済保険に加入していた方については含まれていない。特別徴収の仮徴収額決定通知書や開始決定通知書については、3月31日に社会保険庁から今回特徴を実施した人のデータが送られてくるので、一たん後期高齢者のシステムの中に取り込んで最終決定し4月3日、4日あたりをめどに送付したいということで予定している。

⑨ 正直言ってこういう話は広域連合から私どもに示されていない。医療相談等については、やはり市町村が窓口になることから対応していかななくてはならないと思う。現時点でそういった相談があった場合は、こちらで相談内容を受けて広域連合に伝えることでしか対応できないと考えているが、どう対応していくのかについて、広域連合の見解も伺いたい。

⑩ 老人クラブの出前講座や国民健康保険と共催で説明会をさせていただいたが、一番多かったのは保険料が今までと比べてどのくらい高くなるのか安くなるのかといった質問だった。苦情と言われる部分では、制度については、国が決めたことなので仕方がないといった諦め感があったが、年金からの特別徴収については、どこの会場でもなぜ引くのかといった意見があった。

⑪ 広域連合からもやってほしいということで、健康づくり課とも協議して滝川市としてもやることで予算を計上している。健診の中身については血液検査の項目で1項目だけ減っているが、あとは特定健診と一緒になのでさほど皆さんには影響はないと考えている。実際に特定健診と同じだけやると金額がもう少し

し高くなりそれだけ負担がふえてしまうので、努力義務と国が決めたこともあり、ある程度健診項目に差が出るのは仕方がないという話はあった。その中で慢性疾患にかかっている方は受診できないと言われているが、慢性疾患にかかっている方かどうかということを受付時に判断することは非常に難しいという意見も出ており、今年度については、受けたいと言われた方については全員受けていただいて結構という話も広域連合から伺っている。ただ、これから国保の健診結果のオンラインというのが設置され4月から動くが、それによって後期高齢者の健診結果も管理することになるようなので、2年後くらいには健診結果が載ってくることから、慢性疾患でレセプトが出ているような方についてはお断りする根拠になるのではと思っている。ただPRしても受診される方は100名いないくらいなのではとの話もあったので、その中でできるだけ受けたいという方には受けさせてあげたいと考えている。

副委員長

滝川市の裁量について伺う。広域連合の事務局に伺ったところ、意外と市の裁量でできる部分が多いことがわかった。基準を示せばそうなるとのことだったが、実際に基準を示さなくても市の裁量でしていただいて構いませんということ言われていた。その辺をよく市としてとらえて柔軟な対応をしていただきたい。全体についてだが、普通徴収が26パーセントと非常に多いことで、年金額の低い方が入られてることに十分配慮していただきたい。意見なので答弁はしない。

委員長

他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）
以上で議案第8号及び関連議案第16号の質疑を終結する。本日の日程は全部終了した。次回は3月18日（火）午後1時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 14:00